

広島県告示第三百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、令和元年六月三日までの間、縦覧に供する。

令和元年五月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

三七五号

三 道路の区域

区	間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
		新	旧			
三次市十日市中二丁目一六二〇番一地从先から 三次市十日市中二丁目一六二七番五地先まで		新	旧	一一・五〇 〇 一一・七〇 〇 一二・二八 〇 一二・三三 〇	四七・五〇	拡幅 県道三次高野 線と重複

一 道路の種類

県道

二 路線名

三次高野線

三 道路の区域

区	間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
		新	旧			
三次市十日市中二丁目一六二〇番一地从先から 三次市十日市中二丁目一六二七番五地先まで		新	旧	一一・五〇 〇 一一・七〇 〇 一二・二八 〇 一二・三三 〇	四七・五〇	拡幅 一般国道三七 五号と重複